

入札説明書

令和7年旭川市告示第 号に基づく一般競争入札(以下「入札」という。)については、旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月21日

2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎5階
旭川市環境部清掃施設整備課
電話 0166-25-9751
FAX 0166-26-7654

3 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市次期一般廃棄物最終処分場境界測量調査委託
- (2) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年2月20日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「不動産等鑑定・調査」、取扱品目「登記申請資料作成(3345)」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 提出期間 令和7年5月22日（木）から令和7年6月2日（月）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

- (3) 提出場所 2に同じ

- (4) 提出方法 持参、郵送（必着）又はファクシミリによること。

なお、ファクシミリを使用する場合は事前に2へ電話連絡の上、提出すること。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。

なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年6月4日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年6月6日（金）までの、午前8時45分から午後5時15分

イ 提出場所 2に同じ

ウ 提出方法 持参によること（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）。)

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年6月10日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

7 仕様書及び見積用設計図書の質問等

(1) 仕様書及び見積用設計図書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第7号）

イ 提出期間 令和7年6月9日（月）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

ウ 提出場所 2に同じ

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年6月11日（水）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 2に同じ

なお、旭川市環境部清掃施設整備課ホームページにも掲載する。

8 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年6月12日（木）午前10時

イ 入札場所 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎7階 会議室7C

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

(3) 入札方法

ア 入札書（様式第6号）を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得を承知すること。

9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 最低制限価格の設定 無

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。

13 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関する問合せ先
2に同じ